

申告の相談・受付

〔とき〕
2/16(火)~3/15(月)の毎日

受付時間
午前9時~午前11時30分
午後1時~午後4時
土曜・日曜も申告の相談を受け付けます。

〔ところ〕
役場3階 大会議室

確定申告

所得税の確定申告と町・県民税の申告時期になりました。申告の相談・受付は、2月16日から3月15日までです。事前に必要な書類を準備し、期限内に申告と納税を済ませましょう。

確定申告の必要な人

- ・事業所得（商業・工業・農業・漁業などによる所得）や不動産所得（地代・家賃）などのある人で、1年間の所得金額の合計額が所得控除合計額を超える人
- ・土地、建物などを譲渡した人
- ・サラリーマンで年収が2千万円を超える人
- ・2ヶ所以上から給与を受けている人
- ・主たる給与所得以外の所得が20万円を超える人
- ・医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除等を受ける人

確定申告に必要なもの

- ・申告の時には左記のものが必ずです。忘れずに持参ください。
- ・「印鑑」
- ・本人名義の「通帳」（還付申告の場合）
- ・確定申告書が税務署から送付されている人はその「申告書」（中身をご確認ください。）
- ・給与所得者および年金受給者は「源泉徴収票」
- ・生命保険料および地震保険料控除を受ける人は、「支払保険料の証明書」
- ・国民年金保険料の支払いがある人は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」
- ・医療費控除を受ける人
平成21年中に支払った「医療費の

領収書」と保険などで補てんされる金額の明細書（領収書は、事前に合計金額の集計をしておいてください。）

・寄附金控除を受ける人
寄附先から交付された寄附金の受領証

・農業をしている人

帳簿、営農総合口座取引集計表、領収書など、21年中の収入や支出のわかるものを準備し、「収支内訳表」の記入・提出をお願いします。

・事業所得等のある人

帳簿、領収書など、21年中の収入・支出のわかるものを準備し、「収支内訳表」の記入・提出をお願いします。

・住宅借入金等特別控除を新たに受ける人

（床面積50㎡以上で、自己所有、住宅ローン等の返済期間が10年以上であることなど条件があります。）

・「住民票の写し」

・「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」

・「家屋の登記事項証明書」や「請負契約書の写し」、「売買契約書の写し」などで取得日、床面積、取得価額などのわかる書類

増改築・大規模修繕などは、「建築確認済証の写し」または「検査済証の写し」または「増改築等工事証明書」

高齢者等居住改修工事（バリアフリー改修工事）・断熱改修工事（省エネ改修工事）等は、「増改築等工事証明書」・補助金等の金額を証する書類」など

認定長期優良住宅を新築した人は、「長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し」及び「住宅用家屋証明書」または「認定長期優良住宅建築証明書」

・土地、建物等の譲渡に係るもの
・農業所得を除く事業所得や不動産所得等に係るもの
・青色申告に係るものについては鳥取税務署での申告となります。

鳥取税務署からのお知らせ

通常の土・日曜日、祝日は税務署の閉庁日であり、申告の相談及び窓口での申告書の受付は行っておりませんが、2月21日・2月28日の日曜日に限り、申告の相談や窓口での申告書受付を行いますのでご利用ください。

申告書の提出は郵送でも、e-tax（国税電子申告）でも受け付けます。

なお、個人事業主の消費税の申告と納税は3月31日（水）までです。
問い合わせ先…鳥取税務署

〒680-0845 鳥取市富安2丁目89-4 ☎22-2141